

平成17年7月5日

各 位

会社名 キャンシステム株式会社
代表者 代表取締役 工 藤 宏
問合せ先 総務部長 八代 誠
電話番号 03 - 3473 - 3456

キャンシステム株式会社（東京都新宿区、代表取締役工藤宏）は、株式会社USEN（前株式会社有線ブロードネットワークス、東京都千代田区、代表取締役宇野康秀氏、以下USEN社という。）及び株式会社日本ネットワークビジョン（東京都新宿区、代表取締役河野登氏、以下ネットワークビジョン社という。）に対して、下記、公正取引委員会審決（平成16年10月13日、平成16年（勸）第26号）に基づき、約100億円の損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起することと致しました。

記

【審決の前文】

公正取引委員会は、平成16年9月14日、株式会社有線ブロードネットワークス及び日本ネットワークビジョンに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第48条第2項の規定に基づき勧告を行ったところ、株式会社有線ブロードネットワークス及び日本ネットワークビジョンがこれを応諾したので、同条第4項に基づき、次のとおり当該勧告と同趣旨の審決をする。

【法令の適用概略】

有線ブロードネットワークス及び日本ネットワークビジョンは、通謀して、キャンシステムの音楽放送事業に関わる事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、我が国における業務店向け音楽放送の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

弊社は、上記事件において、USEN社及びネットワークビジョン社の不法な営業行為により約5万件的顧客を奪取され、多大な損害を被りました。昨年来、USEN社に対し損害賠償請求を行って参りましたが、弊社が納得できる回答を得ることが出来ず、今般USEN社及びネットワークビジョン社に対し、訴訟において損害賠償を求めることと致しました。

平成17年7月3日 USEN社から東京地方裁判所に提起したとされる弊社に対する損害賠償

請求訴訟は、弊社が USEN 社 に対し提起する損害賠償請求訴訟から、世間の目をそらすことを目的としたものです。USEN 社の前身である株式会社大阪有線放送社が、昭和 40 年から実に 35 年間に亘り行ってきた、電柱無断使用による電線の架設の違法状態は現在においても全て是正されているわけではありません。今般の USEN 社による弊社に対する損害賠償請求訴訟は、USEN 社の長年にわたる行為を棚にあげ、他人を非難するものであり、およそ認められるような請求ではありません。裁判を通じ、ありのままの事実が明らかになります。